

西國輸出入統計年表ニ依レハ西國ノ石炭總輸入年平均額ハ約二百五十萬噸ニシテ一箇月平均ハ約二十萬八千噸ナリトス而シテ其供給ノ大部分ハ英國ヨリ之ヲ仰キツ、アルモノナルカ本年一、二兩月中西國へ輸入セラレタル石炭總額ハ僅ニ二十三萬噸ニシテ前年度ニ比シ多大ノ減少ヲ見タリ而シテ尙ホ今後ニ於テモ益船賃ノ騰貴ヲ來スヘキ傾向アルト又最近英國ニ於テ多數ノ義勇兵募集ノ結果石炭ノ採掘量著シク減シ爲ニ遠カラス石炭輸出制限案ノ同國議會ニ提出セラルヘシトノ噂サヘ傳ヘラル、ニ當リ西班牙ハ此際速ニ臨機ノ策ヲ講シ以テ後日ニ備フルニアラサレハ石炭缺乏ノタメ内地商工業ハ必ス一大厄境ニ陥ルヲ免レサルヲ恐ル、トノ理由ニ基キ今般特ニ勅令ヲ以テ四月九日官報ニ依リ同勅令發布ノ日ヨリ西班牙國宛ニテ外國港ヲ積出セル石炭ハ悉ク其輸入稅ヲ全廢シ且ツ其運輸稅ヲモ廢止スルコト、セリ（例へハ同石炭ノ西國內ニ於ケル運送ハ特別運賃ニ依ル）而シテ此結果西國ニ不足ノ石炭ハ多分米國ヨリ輸入セラル、コト、爲ルヘキモ或ハ此際本邦ヨリ輸出スルコト必スシモ不可能ナラサルヘシト思考ス

瑞典諾威及丁抹國法令

瑞典諾威及丁抹國法令

第一 瑞典國ニ於テ輸出材木ニ戰時保險ヲ附スルコトヲ許可スルノ件

(四月九日ロハシノ、ガゼット)

Foreign Office, April 7, 1915.

The Secretary of State for Foreign Affairs has been informed by His Majesty's Minister at Stockholm that, according to an official announcement published in that Capital on the 23rd ultimo, wood cargoes from Sweden will in future be granted war risk insurance whatever their destination. This affects all wood goods which were not considered contraband by Germany prior to the issue of the German order of November 23rd last.*

* See London Gazette of Tuesday, December 22nd, 1914.

第11 輸出禁止品ノ件

(1) 瑞典國ノ輸出禁止品

瑞典諾威及丁抹國法令

七五二

○瑞瑞典國輸出及通過貿易禁止品（六月十九日官報）本件ニ關シ同國駐劄内田特命全權公使ヨリ本年四月二十三日附ヲ以テ左ノ如ク報告アリ（本年三月二十日本欄内參看）（外務省）瑞瑞典國ニ於ケル輸出禁止品及通過貿易禁止品制定ニ關シテハ再次報告セシカ其後追加改定セラレタル點渺カラサルカ本年四月十五日調査シタル輸出禁止及通過貿易禁止品目左ノ如シ

（一）輸出禁止品目表

- 一鉛鑽
- 一菱苦土石
- 一石炭（普通石炭、無煙炭、泥炭、「コーグス」、煉炭、木炭及其他ノ特定セサル燃料）
- 一馬
- 一牛
- 一豚
- 一天然及人造動物性脂
- 一脂油、「プレミヤージュス」及（？）ヲ含ム
- 一「マルガリン」
- 一穀類即チ黒麥、小麥、大麥、豌豆及
植物性粉ヲ含ム）、燕麥、小麥、大
麥、玉蜀黍、黑麥等ノ粉竝ニ燕麥、
小麥、大麥等ノ粗粉
- 一米、米粉及同粗粉
- 一特定セサル粗粉、「サゴ」、「マカロ
ニー」、素麵
- 一馬鈴薯製澱粉
- 一糠類即チ燕麥糠、小麥糠、玉蜀黍
糠、米糠、黑麥糠及其他ノ糠

一藁及乾草

一馬鈴薯

一油粕類即チ棉實粕、苧實粕、葵實ノ粕、亞麻仁實粕、菜種粕、日本產豆ノ粕、蕷善種子ノ粕竝ニ玉蜀黍粉、粉末及粉末ニセサル 檻ノ實又ハ葵實ヲ以テ製シタル油粕等

一特定セサル馬糧例ヘハ「ドラーク」及麥芽滓、萌芽セル大麥、油氣アル粕類及動物質ノモノヨリ成ル粕竝ニ糖蜜粕等

一人造「バタ」及「マルガリン」

一脂類

一細菌學用「ペフトン」

一乾糕、蒸菓子、「ケーキ」、薑餅及糖菓

ト認メラレサル各種ノ蒸菓子類

瑞典諾威及丁抹國法令

七五三

- 一養犬用麵麪
- 一工業用酒精
- 一衣服用ニ屬セサル皮及革—加工セサルモノ即チ生皮又ハ鹽漬ニシテ截切セサル一箇ノ重量一四基以上竝ニ乾燥シ截切セル一箇ノ重量三基以上ノモノ
- 一衣服用ニ屬セサル皮及革—加工シ又ハ半加工シタルモノ即チ靴ノ裏革、海馬ノ革、機械用調革竝ニ是等皮革ノ斷片及其他蠟引皮等
- 一截切セルモ加工セサル皮及革即チ靴ノ裏皮、馬車馬用目隱、蠟引皮、金箔ヲ施セル皮等
- 一男子用靴
- 一馬具類（紡績品及革製品等ヲ含ム）即チ鞍、鞭、剃刀用研革及各種ノ擊劍及拳闘用手袋

一衣服用ニ屬スル毛皮—加工セサル

犬、馴鹿、狼又ハ牡鹿ノ毛皮、加工シタル犬、馴鹿、狼又ハ牡鹿ノ毛皮、加工シ且ツ裁縫セル衣服用毛皮類即チ頭巾、外套、足袋、腕套、頸飾等

一加工セサル木材—「ハコヤナギ」

一樅樹皮及特定セサル鞣皮用樹皮

「スキ」(冰靴)及「スキ」用棒

「グタベルカ」紙

一外科用絹絲

一染メ又ハ染メサル羊毛

一染メ又ハ染メサル再製羊毛(「ショツデ

イー」及「ムンゴ」)、染メ又ハ染メサル羊毛屑

一毛絲(少クモ一割ノ羊毛ヲ含メルモノ)

)

一羊毛製靴足袋

一粗製護謨—「グタベルカ」、「バラ

タ」

一軟質護謨製品—充實シ又ハ空洞ノ

「タイヤー」、自動車用「タイヤー」其

他ノ軟質護謨製品

一護謨層及破損セル護謨ヨリノ製品

「ブリック、ド、マグネシト」

一石墨製坩堝

一截石器

一「フォント、ミロイタント」、「フェロ、

マンガネーズ」、「フェロ、クローム」

一截切シ又ハ截切セサル鍍錫鐵板

一特定セサル鐵板製品(一箇一基ノ重

量ヲ有スルモノ)但シ前記ノ諸品ニ

シテ鍍金シ及蠟引セルモノ並ニ特定セサル諸機械ノ部分品ハ輸出シ

得ルモノトス

一刀劍類即チ擊劍用ノ劍、軍刀、銃劍

七五五

瑞典諸威及丁抹國法令

一毛布

一毛織物(絹絲ヲ除キ他ノ紡績絲ト毛トノ交織物ヲ含ム)但シ工業用機械ニ用フル毛氈、天鷲絨擬、製造所用卷毛氈、梳毛絲二本ヲ以テ織リタル織物ニシテ少クモ「サンチメートル」ニ付キ經絲ノ數八〇ヲ含メルモノ、晒シ又ハ晒サ、ル織物ニシテ一「メートル」平方ニ付キ一〇〇「グラム」以下ノ重量ヲ有スルモノ、被服用織物ニシテ一「メートル」平方ニ付キ三〇〇「グラム」以上ノ重量ヲ有シ且ツ少クモ百分ノ三ノ絹絲ヲ含メルモノ等ハ輸出シ得ルモノ「メートル」平方ニ付キ五〇〇「グラム」以上ノ重量ヲ有スル他ノ一切ノ織物ハ輸出ヲ禁止ス

一毛織物ニシテ少クモ「サンチメートル」ニ付キ經絲ノ數八〇ヲ含メルモノ、晒シ又ハ晒サ、ル織物ニシテ一「メートル」平方ニ付キ一〇〇「グラム」以下ノ重量ヲ有スルモノ、被服用織物ニシテ一「メートル」平方ニ付キ三〇〇「グラム」以上ノ重量ヲ有シ且ツ少クモ百分ノ三ノ絹絲ヲ含メルモノ等ハ輸出シ得ルモノ「メートル」平方ニ付キ五〇〇「グラム」以上ノ重量ヲ有スル他ノ一切ノ織物ハ輸出ヲ禁止ス

一毛織物(絹絲ヲ除キ他ノ紡績絲ト毛

トノ交織物ヲ含ム)但シ工業用機械ニ用フル毛氈、天鷲絨擬、製造所用

卷毛氈、梳毛絲二本ヲ以テ織リタル

織物ニシテ少クモ「サンチメートル」ニ付キ經絲ノ數八〇ヲ含メルモノ、晒シ又ハ晒サ、ル織物ニシテ一「メートル」平方ニ付キ一〇〇「グラム」以下ノ重量ヲ有スルモノ、被服用織物ニシテ一「メートル」平方ニ付キ三〇〇「グラム」以上ノ重量ヲ有シ且ツ少クモ百分ノ三ノ絹絲ヲ含メルモノ等ハ輸出シ得ルモノ「メートル」平方ニ付キ五〇〇「グラム」以上ノ重量ヲ有スル他ノ一切ノ織物ハ輸出ヲ禁止ス

一毛織物ニシテ少クモ「サンチメートル」ニ付キ經絲ノ數八〇ヲ含メルモノ、晒シ又ハ晒サ、ル織物ニシテ一「メートル」平方ニ付キ一〇〇「グラム」以下ノ重量ヲ有スルモノ、被服用織物ニシテ一「メートル」平方ニ付キ三〇〇「グラム」以上ノ重量ヲ有シ且ツ少クモ百分ノ三ノ絹絲ヲ含メルモノ等ハ輸出シ得ルモノ「メートル」平方ニ付キ五〇〇「グラム」以上ノ重量ヲ有スル他ノ一切ノ織物ハ輸出ヲ禁止ス

一毛織物(絹絲ヲ除キ他ノ紡績絲ト毛

トノ交織物ヲ含ム)但シ工業用機械ニ用フル毛氈、天鷲絨擬、製造所用

卷毛氈、梳毛絲二本ヲ以テ織リタル

織物ニシテ少クモ「サンチメートル」ニ付キ經絲ノ數八〇ヲ含メルモノ、晒シ又ハ晒サ、ル織物ニシテ一「メートル」平方ニ付キ一〇〇「グラム」以下ノ重量ヲ有スルモノ、被服用織物ニシテ一「メートル」平方ニ付キ三〇〇「グラム」以上ノ重量ヲ有シ且ツ少クモ百分ノ三ノ絹絲ヲ含メルモノ等ハ輸出シ得ルモノ「メートル」平方ニ付キ五〇〇「グラム」以上ノ重量ヲ有スル他ノ一切ノ織物ハ輸出ヲ禁止ス

瑞典諾威及丁抹國法令

七五六

及其他ノ白刃竝ニ鍍金シ鍍銀シ又
ハ他ノ金屬ヲ鍍シタル附屬品等

一火器即チ拳銃、臺附及臺ナキ機關銃
及一切ノ附屬品但シ獵銃ハ輸出ス

ルコトヲ得

一特定セサル軍用品即チ鋼板、大砲、
榴彈砲、臼砲、銃砲彈、藥筈(空又
ハ裝藥セルモノ)、砲架、彈藥車及
彈藥庫、水雷等

一古鐵竝ニ鍛鍊シ得ヘキ古鐵

一銅竝ニ銅ト亞鉛其他ノ卑金屬(二種
以上)例ヘハ「フェル、ジヨーン」、青

銅、「ブリタニアメタル」、「アルミ
ニウム」、安質母尼及「クローム」等

トノ合金、加工シ又ハ加工セサル

銅(但シ精製シタルモノニシテ原產
地證明書ニ依リ瑞典國工場ニ於テ

瑞典產タル原料ヲ以テ製シタルモ

ノナルコトヲ證明シ得ルモノヲ除
ク)

「フェル、ジヨーン」、「アルミニウム」、
白銅、「メタル、プラン」等

鑄銅製「アーノード」(穿孔シ又ハ穿
孔セサルモノ)、各種ノ銅滓

一銅及銅ト卑金屬(單數)例ヘハ「フェ
ル、ジヨーン」、青銅、洋銀、「アルミ
ニウム」等トノ合金

銅ノ薄板及「リボン」、竿、堅硬ナル
白鐵ノ小片、釘、管、線、絕緣シ又

ハ絶緣セサル「ケープル」

但シ鍍金又ハ鍍銀セル線ハ輸出

スルコトヲ得

一加工セサル鉛、同滓渣、加工セル鉛
薄板、管及其部分品、線及竿、霰彈
及彈丸

一加工セサル錫、同滓渣、加工セル錫

瑞瑞典產タル原料ヲ以テ製シタルモ

瑞瑞典產タル原料ヲ以テ製シタルモ

一管及其部分品、薄板及板、竿

一蒼鉛

一金ノ地金

一金貨(旅行者ハ二〇〇「クーローン
ヌ」以上ノ金銀貨ヲ携帶シテ出國ス
ルコトヲ得ス)

一銀貨(旅行者ハ二〇〇「クーローン
ヌ」以上ノ金銀貨ヲ携帶シテ出國ス
ルコトヲ得ス)

一發動機用「エンフランマタール、エ
レクトロマグネチック」

一完成セル自動自轉車及其部分品

一發動機ナキ車輛(商品運搬用ノモ
ノ)

一發動機附車輛(旅客及商品運搬用
ノモノ)

一礦油(天然ノモノ又ハ精製セサルモ
ノ)

瑞典諾威及丁抹國法令

七五七

ノ及精製セルモノ)即チ燃料石油、
塗脂用油、「ベンジン」、「ガゾリン」、
「パラフィン」、「オゾケリット」、「セ
レジン」

一「ワセリン」(人造品モ包含ス)、樟又
ハ其他ノ容器入ノモノ、重油及礦
油(含ム機械用脂及塗脂用油(但シ
礦油ヲ主成分トセルモノ)竝ニ特定
セサル其他脂類

一植物性油即チ樟及其他ノ容器入ノ
亞麻仁油、燕薺種子油、菜種油、阿列
布油、落花油、胡麻油、棉實油竝ニ
他ノ種類ニシテ他ノ部類ニ入ラサ
ルモノ即チ苧實油、蓖麻子油、玉蜀
黍油、日本產豆油及其他
ル他ノ植物性脂

一植物性脂即チ棕櫚油、椰子油、椰子
「バタ」、日本蠟及通常液體ニアラサ
ル他ノ植物性脂

瑞典諸威及丁抹國法令

七五八

一動物性油即チ肝油、鯨油、豚油、動物性脂ニシテ他ノ部類ニ屬セサルモノ即チ「スペルマセチ」、骨脂、「ラノリン」、「デクラ」

「コディン」及他ノ油氣アル酸類

「グリセリン」(生及精製セルモノ)

「マスチック」

「リゾール」

一硫酸黃

一硫酸及無水硫酸

一枸橼酸

一「サリチル」酸

一庖廚用鹽(粗鹽)、岩鹽及海鹽、精製鹽、臭素、臭素加里、臭化「アムモニツム」、沃度等

一酒石酸安質母「カリウム」

一水銀

一液體酸素

一石炭酸、「クレゾール」、「メタクレゾール」

一格魯般的列竝ニ油、「ムスチック」、祕露油、安息香(生及精製セルモノ)

一普通ノ的列竝ニ脂證明書ニ依リ瑞典國製造所ニ於テ

製造シタルコトヲ證明シ得ルモノヲ除ク)

一「フォルマリン」

一「リトマス」藍色染料

一精製樟腦

一「ブードル、ノアール」、綿火藥、無煙火藥、「ダイナマイト」及其他ノ爆發藥、雷管、爆發物、藥笑(裝藥シ又ハ裝藥セサルモノ)、爆管

一鞣皮用植物性材料例へハ鞣皮用樹皮等

一單寧酸
一細菌學用「ゼラチン」
一石花菜
一「サリチル」酸、「アドレナリン」、蘆薈、「アリビン」、「アンチフェブリン」、「アンチビリン」、「ピラゾロナム」、「フェニーザメチリカム」、「アレコリン」、「アトロピン」、臭素鹽類、「ヴエロナール」、「ザギタリス」葉、「ヤガレン」、「ザキタリス」、「オイカイン」、「エピネフリン」、「フィゾチグミン」、「グタベルカ膏」、「ウロトロピン」、「フォルミン」、「アミノフォルム」、「ヒドラスクチス」根、吐根、「ヨードフォルム」、「規那皮」、規那鹽、抱水「クロラル」、「クロレチール」、「クロルメ

一醫用痘種及血清
一有機性臭化物液、沃度液、水銀鹽、

瑞典諾威及丁抹國法令

七六〇

散爾質兒酸鹽、蒼鉛鹽等
一臭化鹽等

一縫合針

一體溫器

一「テグス」類(腸線絲)

一襯襪

一阿片

一「セルローズ」綿、繩帶用「ガーゼ」、
繩帶、護謨製衛生材料ノ一部分ヲ

除キ他ノ外科手當用材料モ亦輸出
ヲ禁止ス

(二) 通過貿易禁止品目表

一刀劍類即チ軍刀、劍及其他ノ刀劍類
及附屬品並ニ鍍金若クハ鍍銀セル
部分品等

一火器類(拳銃、臺附及臺ナキ機關

(二) 諾威國ノ輸出禁止品

○諾威國輸出禁止品(六月十日官報)本件ニ關シ同國駐劄内田特命全權公使ヨリ本年四月
四日附ヲ以テ左ノ如ク報告アリ(外務省)
昨年歐洲開戦以來諾威國ニ於テモ輸出禁止品ヲ制定シ漸次其數ヲ増加セシカ本年三月二
十六日現行ノ輸出禁止品目左ノ如シ

加工セサル「アルミニウム」但シ諾威國
製造所ノ製品ニシテ原產地證明書
ヲ添付セルモノヲ除外ス

「アルミニウム」屑

加工セル「アルミニウム」即チ板、管、
竿及線等

軍需品

「アーリン」

内、外科、獸醫科、齒科及患者看護用
器械類

移楊樹

自動車

護謨屑

瑞典諾威及丁抹國法令

銃及一切ノ附屬品ヲ含ム)

一特定セサル軍需品即チ鋼板、大砲、

榴彈砲、臼砲、銃砲彈、藥莢(空又

ハ裝薬セルモノ)、砲架、彈藥車及

彈藥庫、水雷等

一藥莢製造用銅及真鎘板並ニ「リボ

ン」(屈曲シ且ツ凸狀ヲ成セルモノ)

一加工セル鉛即チ狩獵用彈丸及霰彈

一加工セサル鉛及鉛屑

一發動機附及發動機ナキ車輛

一「グリセリン」

一「ブードル、ノアール」、綿火藥、無
煙火藥、「ダイナマイト」及其他ノ爆

發藥、雷管、爆發物、藥莢、(裝藥
シ又ハ裝藥セサルモノ)、爆管

一自動自轉車及部分品

一發動機附及發動機ナキ車輛

一「グリセリン」

一「バラタ」粗製及加工品

「ベンゾール」

「鉛」

「クレオリン」

「自轉車」「タイヤー」

「ダイナマイト」用雷管

各種電氣機械但シ諾威國ノ製造品ニ
シテ原產地證明書ヲ添付セルモノ
ヲ除外ス

食物即チ鯉、鯨及鯨ノ肝臓ヨリ製シ
タル粉末但シ鱈及其他ノ魚類ノ「グ
アノ」(肥料)ヲ除外ス

瑞典諸威及丁抹國法令

食料品但シ魚類、魚製品、「コーンデンス

ド、ミルク」、「バタ」、乾酪、珠果、野^シス

鳥獸、鶏、鶏卵、珈琲及香料ヲ除外ス

ス（船舶ハ航海ニ必要ナル食料品ヲ輸出スルコトヲ得）

單寧

山羊

鐵線

「インザアラバー」

金（加工シ又ハ加工セサルモノ、貨幣ニ鑄造シ又ハ鑄造セサルモノ但シ

金製裝飾品ハ除外スルコトヲ得）

ノ

「ガタベルチヤ」（生又ハ精製セルモ

馬

革及皮竝ニ皮製品

内、外科、獸醫科竝ニ齒科及一般ノ患者看護用器具類

山羊

雙眼鏡

鹽酸加里及其他ノ加里鹽類

加工セサル銅、諾威國製造所ニ於テ

製シタル銅ニシテ原產地證明書ヲ添付セルモノヲ除外ス、銅又ハ真

鍮ノ薄板、銅又ハ真鍮ノ「ロール」ニ

掛ケタル若クハ鍛治セラレタル竿、

銅線及真鍮線竝ニ其荒引線及浮渣、

藥莢製造用銅型、銅及真鍮製釘及

管

「コーカス」

「グレゾール」

石炭

水酸化「ナフタリン」

「ナフチラミン」

加工セサル「ニッケル」但シ諾威國製造

所ノ製品ニシテ原產地證明書ヲ添

付シアル「ニッケル」ヲ除外ス

セル諸品竝ニ酒精、枸櫞酸、「コロヤ

ウム」、鹽酸、硫酸、「ラクチン」、「フ

オルムアルデヒード」溶液、祕露油及

「ワセリン」等ヲ包含ス

「マルガリン」及其製造用原料

軍需品製造用機械類

鑽油

眞鍮

十五馬力以上ノ發動機ニシテ一分間

ニ六百回以上ノ回轉ヲ爲シ一馬力

ニ付キ二五基以下ノ重量ヲ有スル

モノ

發動機附船舶

瑞典諸威及丁抹國法令

瑞典諾威及丁抹國法令

七六四

品ニシテ原產地證明書ヲ添付シアルモノノ除外ス

「タル」ヨリ製シタル色料（「アニリン」、水酸化「ナフタリン」、「ベンゾール」、「クレゾール」等）

羊毛及羊毛製品（羊毛屑ヲ含ム）
武器（一切ノ附屬品共）

加工セサル錫、竿及圓錐狀ノ錫

「バラフィン」、地蠟「セレヂヌ」

種油、オレーフ橄欖油、麻實油、玉蜀黍油、獸脂油、樹脂油、胡麻油、落花生油、

棉實油、棕櫚油、椰子油

全部又ハ一部分植物性ノ油若クハ脂
ヲ以テ製シタル脂

骨油

囊
泥炭
木炭
懷中電燈用乾電池
空壠

瑞 西 國 法 令

瑞 西 國 法 令

第一 輸出禁止品ノ件

(第一輯第二四一頁參照)

○瑞西聯邦輸出禁止品(六月四日官報)本件ニ關シ伊國駐劄林特命全權大使ヨリ本年二月十三日附ヲ以テ左ノ如ク報告アリ(外務省)

(甲號)瑞西國輸出禁止品目表(藥品ヲ除ク)

以下千九百十四年九月十八日禁止

ノ分

武器及部分品、小銃用木材、胡桃材、軍需

品、爆裂物及發熱物、硫黃、硝石、曹達

銅、錫、亞鉛、鉛、鐵(古鐵)、各種ノ鐵

線及鋼線、鐵軌條及鐵製小梁類

電話機竝ニ部分品特ニ顯微音器、野戰

用「ケーブル」、絕緣用「インザアラバ

ー」、電池

瑞西國法令

瑞西國法令

七六六

軍隊用 被服及下著、冬季用手套、靴足
袋、靴（一足ノ重量一二〇〇「グラム」
以上ノ）、毛布等ノ如キ軍製品

羊毛、棉花（生綿又ハ晒綿）、囊及其製造
ニ用スル黃麻織物

馬、驃馬及驢馬竝ニ馬具、蹄鐵材料
大小家畜、家禽、軍用及警察用犬

各種馬糧（乾草、糠、葡萄實及諸果實ノ
渣）、藁、各種ノ數藁、種子、人造肥料、
骨及骨粉

食料品但シ生牛乳、鮮魚類、干菓子、糖
果（果實砂糖漬）、蒸餅、砂糖ヲ含マサ
ル精良ナル麵麺、「チヨコレート」、咖
啡代用品、特製品（「マギー」（Maggie）
調味品、赤茄子「ソース」、小兒用食用
粉、「オヴォマルチヌ」ノ類）、諸飲料及
鑽水、煙草ヲ除ク

靴匠用糊及澱粉、澱粉末、護謨液

以下千九百十四年十月二十七日 禁
止ノ分

「インザアラバ」及其代用品
諸車輛及自轉車用護謨製「タイヤ」類

以下千九百十四年十一月二十七日
禁止ノ分

粗製硝石

毛絲、毛織物及羊毛製品（純粹ノモノ又
ハ混合ノモノ）

再梳セル羊毛

單寧及鞣皮用樹皮

硝酸鹽及亞硝酸鉛
壓搾瓦斯體若クハ液狀ヲ成セル一酸化
窒素

「フェロクローム」、「フェロ、マンガニ
ズ」、「フェロ、タンクステン」（以上三種
ハ粗狀ノモノ）

銅、鉛、錫、亞鉛竝ニ其合金ニシテ粗狀
ノモノ竝ニ板、圓板、竿、線、薄板等
ノ形態ニ在ルモノ

白銅及其合金ニシテ粗狀ノモノ竝ニ板、
竿、薄板、線等ノ如キ形態ニ在ルモノ
ノ形態ニ在ルモノ

硫酸、亞硫酸（水ニ溶解セルモノ、壓搾
セルモノ及液狀ノモノ）

硫酸鹽酸、「ヴィトリナル」油（發煙硫酸
濃酸（單寧）、沒食子酸
單寧ヲ含メル越幾斯（液體及固體共）
シタル各種脂及油

以下千九百十四年十二月一日禁止
ノ分

工業用動植物性脂及油、塗脂用ニ調製
シタル各種脂及油

自動車用輕油發動機
自動車部分品（臺、函等ノ如キ）

瑞西國法令

七六七

瑞西國法令

以下千九百十四年十二月十四日 禁止ノ分

棉花及亞麻屑、製紙用古綱具及其他ノ

屑類、刷損紙
煮溶シタル檻襪

高嶺土

雙眼鏡(「レンズ」裝置ノモノ及「プリズム」裝置ノモノ)

精製松脂(「コロファン」)

各種ノ蠟燭(但シ基督教降誕祭樹木用ノ蠟燭ヲ除ク)

各種石鹼

洗濯用諸物品

以下千九百十五年一月二十二日 禁止ノ分

各種咖啡代用品、新鮮及乾燥セル 「シコレー」、炒焙セル無花果

「チヨコレート」

七六八
酢、醋酸及酢精^{エツセシス}(但シ純醋酸一割二分以上ヲ含ムモノ)
全部若クハ一部軟質護謨ヲ以テ製セル
物品(但シ彈性織物ヲ除ク)
「シャルボンド、コルニュー」
鐵葉若クハ切截セル鐵葉
各種電氣用「ケーブル」及純銅製又ハ銅
ノ合金製ノ絕緣電線
阿仙藥、「ガンビエー」護謨及喜納(東印度
度產ノ植物ヨリ搾取セル濃紅色ノ樹
膠)ヲ包含ス

木醋石灰
「コールタール」

焦臭ヲ有スル醋酸(粗製又ハ精製セルモノ)
(乙號)藥品竝ニ消毒劑輸出ニ關スル
千九百十五年一月二十八日附瑞西
國外務省決定

△印ナ附セル諸品ヘ新藥ナリ

「アセトアニリード」(解熱劑)

「アセトン」

「アセチル、サルチル」酸

拘橼酸

「サルチル」酸及「サルチル」酸曹達

酒石酸

△天然及人造「アドレナリン」及其他「グランド、シユレナル」ノ越幾斯(「シュー

「バラレニン」、「バラネフリン」、「エピレナン」等)

「アガル」

蘆薈

礬土

酒石酸鹽

△「アンチビリン」

△「アボモルフィン」

「アレゴリン」及其鹽類

「フォルモール」

純石炭酸
西班牙產胡椒

△「クリセリン」

規尼涅、格魯爾水素酸鹽及硫酸鹽

蓖麻子油

沃度及其鹽類

沃度「フォルム」

吐根

「ラノリン」(羊毛脂質液)

「マツチック」

水銀及其鹽類

「モルヒネ」及其鹽類

「ナフタリン」

△「ノヴァカイン」

鴉片及其粉末、越幾斯、丁幾類

固形體又ハ液體「バラフィン」

過濾俺酸鹽加里

「バラファルムアルデヒード」

「フェナセチン」

「サルバルサン」

「ホガサルバルサン」

△「珊瑚尼蒿」

△「スコボラミン」

△「麥角」

△「殺蟲劑」

硫酸銅

單寧

△「テオプロミン」及其鹽類並ニ化合物

△「トロバコカイン」及其化合物

「ワセリン」

(備考) 右甲乙兩號表記載ノ品ハ一般的輸出禁止品ニシテ其輸出ニ關シテハ其都度之ヲ聯邦政府ニ申請シ許可ヲ受クルヲ要ス又乙號表ハ從前時々

輸出ヲ禁止シタルモノヲ合シ之ニ新輸出禁止品ヲ加ヘ本年一月二十八日附ト爲リテ發布セラレタルモノナリ

伯刺西國法令

伯刺西國法令

第一 外國人ノ組織セル伯國商事會社ニ關シテ中立嚴守上伯國政府ノ爲シタル宣言

(大正四年三月六日附報告)

伯國政府ハ今回ノ戰亂ニ際シ宣言布告シタル中立ヲ維持嚴守スル爲メ隨時機宜ノ手段ヲ講シ且必要ナル宣言ヲ爲シタルカ今般伯國政府ハ商事會社ニシテ當國內ニ本據ナ有シ伯國商事登記所ノ登記ヲ經テ國內ニ營業活動セルモノハ該會社ヲ組織セル個人ノ國籍如何ヲ問ハス現行法令ニ從ヒ之ヲ伯國會社ト認ムルカ故ニ若シ此等會社カ交戰諸國中ノ孰レカノ行爲ニ對シ損害賠償ヲ要求スル場合ニハ一應事實ノ調査並ニ事情ノ審察ヲ遂ケタル上該要價方當ニ絶對的根據ナ有スルノミナラス尙ホ此等會社ノ行動力何等政治上ノ目的ト關係ナキコトヲ確認スルニアラサレハ該要價ニ關シ伯國政府ノ援助ヲ與ヘサル旨宣言シ右ノ次第本年二月二十二日附公文ヲ以テ伯國外務卿ヨリ通牒有リタリ其全譯文左ノ如シ

伯國外務卿來翰譯文

外務省政務局 セイキユウジク 各第一號

以書翰致啓上候陳者伯國政府ハ殆ト全歐ニ亘レル現戰亂中局外中立ヲ宣言シ以テ重大ナル
責任ヲ有スルニ至レルコトヲ自覺セルカ故ニ伯國カ廣汎親善ノ關係ヲ維持セル諸國間ニ現

伯刺西國法令

ニ進行中ナル抗争ニ就キテ義務履行上困難アリタルニ拘ハラス尙ほ且之レカ履行ニ努力シ
毫モ躊躇スル處ナカリシカ伯國政府ハ此ノ公正ナル態度ヲ守持セントスル同一ノ目的ヲ以
テ左ノ宣言ヲナスヲ必要ト思料致シ候

商事會社ニシテ當國內ニ本據ヲ有シ伯國商事登記所ノ登記ヲ經テ國內ニ營業活動セルモノ
ハ該會社ヲ組織セル個人ノ國籍如何ヲ問フコトナク此點ニ關シテ恰カモ泰西南法ノ原理ト
一致セル現行法規ニ從ヒ之ヲ伯國會社ト認ム從テ之等會社ノ法人トシテノ國籍カ其社員ノ
國籍ト異ナルノ結果ヲ生スヘシト雖モ而カセ伯國政府ハ外國人ノ組織セル商事會社カ交戰
諸國中ノ孰レカノ行爲ニ對シ損害賠償ヲ要求スル場合ニハ一應事實ノ調査及事情ノ審察ヲ
遂ケ而シテ該要償力管ニ絕對的根據ヲ有スルノミナラス尙ホ此等會社ノ行動力何等政治上
ノ目的ト關係ナキコトヲ確認シタル上ニアラサレハ該要償ニ援助ヲ與ヘサル筈ニ有之候
伯國政府ハ伯國ノ嚴守シ來レル局外中立ト相容レサル行爲ヲ行ヒタル者カ該行爲ヲ掩蔽セ
ンカ爲メ平和的關係ニ於テ眞容且ツ有效ナルヘキ法律上ノ一原則ヲ援用シ來リテ其庇護ニ
沿セント企ツルヲ避止センカ爲メ上記方法ニ依ラントスル次第ニ有之候
本官ハ茲ニ閣下ニ向クテ優高ナル敬意ヲ表シ候敬具

千九百十五年三月二十二日 リオ、デ、ジヤネイロニ於テ

(ラウロ、ミュエルレル(外務卿手署)

日本特命全權公使 畑 良太郎 閣下

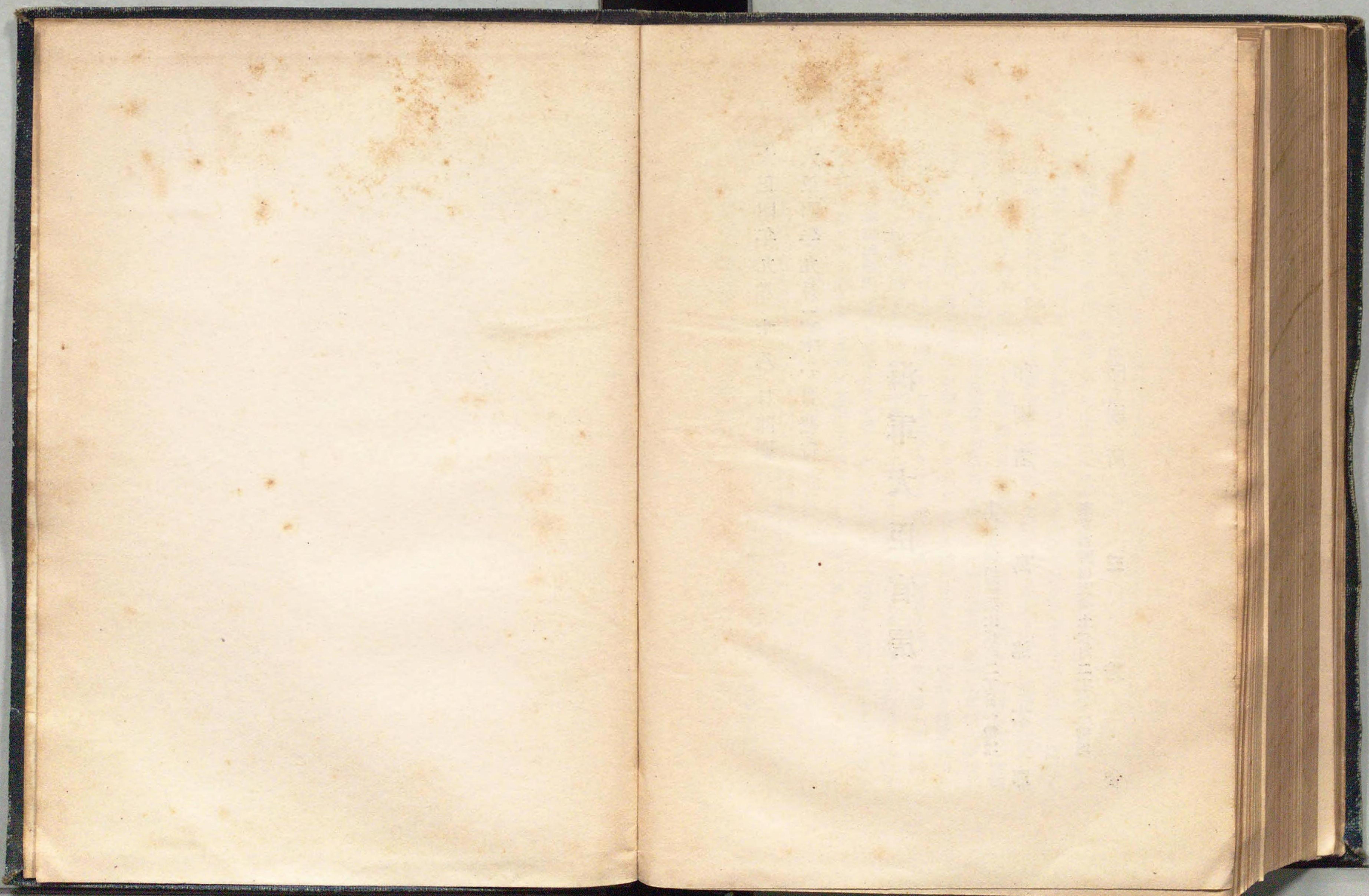
大正四年九月十八日印刷
大正四年九月二十一日發行

海軍大臣官房

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷者 島連太郎

東京市神田區美土代町二丁目一番地
印 刷 所 三秀舎



14.7
130

